

平成 27 年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査の
集計及び分析に係る調査研究） 入札資料一式

1. 入 札 説 明 書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
2. 仕 様 書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁
3. 評 価 項 目 一 覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 頁

平成27年度エネルギー消費状況調査
(エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に
係る調査研究)

入 札 説 明 書

資源エネルギー庁長官官房総合政策課

内 訳

入 札 説 明 書

入 札 書

委 任 状

予算決算及び会計令（抜粋）

経 済 産 業 省 入 札 心 得

仕 様 書

契 約 書 （ 案 ）

応 札 資 料 作 成 要 領

評 価 項 目 一 覧

評 価 手 順 書

入札説明書

資源エネルギー庁長官官房総合政策課

経済産業省資源エネルギー庁の委託契約に係る入札公告（平成27年8月19日付け公示）に基づく入札については、関係法令及び経済産業省入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 作業の名称 平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に係る調査研究）
- (2) 作業内容等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (4) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (5) 入札方法 入札金額は、平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に係る調査研究）に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成25・26・27年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、経済産業省資源エネルギー庁が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、入札者の作成した提案書は経済産業省資源エネルギー庁において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 入札説明会の日時及び場所

平成27年8月25日（火） 14時00分～
経済産業省 別館地下1階多目的室B

5. 入札書・提案書の提出期限及び提出先

平成27年9月9日（水） 10時00分～12時00分

6. 技術審査のプレゼンテーションの日時及び場所
平成27年9月10日（木）
時間、場所については、入札者に別途連絡の上調整
7. 開札の日時及び場所
平成27年9月14日（月） 10時00分
経済産業省 別館地下1階多目的室B
8. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。
9. その他の事項については、経済産業省入札心得の定めにより実施する。
10. 入札の無効
入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
11. 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。
12. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
13. 契約書作成の要否 要
14. 支払の条件
契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
15. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
支出負担行為担当官 資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 村瀬 佳史
16. その他
 - (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
 - (2) 入札結果は落札者を含め応札者全員の商号又は名称、入札価格、技術点の合計及び総合評価点について、資源エネルギー庁ホームページで公表するものとする。
 - (3) この入札に関する照会先
経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室 西山 宏一
電話 03-3501-2647（ダイヤルイン）
E-mail nishiyama-koichi@meti.go.jp

(様式)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

業者コード

入 札 書

入札金額 ￥ _____

入札事項 平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に係る調査研究）

契約条項の内容及び貴省入札心得を承知の上入札いたします。

(注) 委任状による代理人の入札の場合は、住所等の欄は以下のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

業者コード

代理人氏名

印

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に係る調査研究）に関し、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
1. 入札（見積り）に関する事
 2. 開札の立会いに関する事

記

代理人氏名

代理人使用印鑑



(参 考)

予算決算及び会計令 (抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

経 済 産 業 省 入 札 心 得

(趣 旨)

第1条 経済産業省の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。
2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した受領期限までに提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書を契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(代理人の制限)

第7条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。
2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第8条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあつては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札のとりやめ等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
(2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 提案書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第11条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 契約担当官等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(同総合評価点の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第16条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

別記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

仕様書

1. 事業名

平成27年度エネルギー消費状況調査（エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に係る調査研究）

2. 事業目的

エネルギー消費統計調査の利用分析に係る検討並びに平成26年度エネルギー消費統計調査の集計・分析及び平成27年度エネルギー消費統計調査の設計を行う。

- (1) エネルギー消費統計調査の利用分析に係る検討
- (2) 平成26年度エネルギー消費統計調査の集計
- (3) 平成26年度エネルギー消費統計調査の分析
- (4) 平成27年度エネルギー消費統計調査の設計
- (5) 検討会の設置及び運営

3. 事業内容

(1) エネルギー消費統計調査の利用分析に係る検討

一次統計としての更なる精緻化と、サンプル数の増加を抑えた、より適正な標本設計方法の確立の両立を基本方針として、エネルギー消費統計の改善を図るため、以下の各課題の解決に向けた実務的な検討を行う。

➤ 時系列的な安定化に向けた検討

集計値の前年度比較をすると変動幅が特に大きな業種が見受けられる。これは、当該業種における各標本のエネルギー消費量のバラつきが大きいことが原因だと考えられる。そこで、過年度データを用いた差推定による新たな集計方法の適用により、標本層ごとのエネルギー原単位の適正化を図り、エネルギー消費量の変動幅が合理的なものとなるよう、統計理論に基づく具体的な改善方法を検討する。その際、平成26年度エネルギー消費状況調査委託調査報告書に掲げる研究成果を踏まえ、更に具体的な改善手法について検討し、提示する。

➤ 燃料別の誤差低減に向けた検討

現行のエネルギー消費統計調査では、エネルギー源の種別にかかわらず、エネルギー消費総量の標準誤差率が3%以下になるように目標精度を設定し、必要な数の標本を抽出しているが、集計結果を産業分類別・エネルギー源別にみると、とりわけエネルギー源が燃料である場合には、標準誤差率が過大なものが見受けられる。

そこで、燃料種ごとに許容誤差率を設定することで燃料種別の標準誤差低減を図りたいが、許容誤差率を設定する燃料種を増やせば増やすほど、また、許容誤差率を小さく設定すればするほど、それだけ多くの標本が必要になる。

こうした関係を踏まえ、サンプル数の増大を極力抑えることを前提条件に、産業分類別・燃料種別の誤差低減を実現するための統計理論に基づく具体的な改善手法を検討する。その際、平成26年度エネルギー消費状況調査委託調査報告書に掲げる研究成果を踏まえ、更に具体的な改善手法について検討し、提示する。

(2) 平成26年度エネルギー消費統計調査の集計

平成26年度エネルギー消費統計調査の結果集計は、固有単位表、熱量単位表を作成する。

作成すべき集計表は、資源エネルギー庁のホームページに掲載している「平成25年度エネルギー消費統計」の結果表の「第1表燃料・電力・蒸気受払表」、「第2表直接エネルギー投入表」、「第3表原単位表」、「参考表1 都道府県別・業種別エネルギー消費量表」及び「参考表2 都道府県別・エネルギー種別エネルギー消費量表」と同様の結果表であるが、(1)における検討を踏まえた変更等を適宜考慮して検討すること。

集計の際、金額回答から数量への換算及び熱量単位への換算を行い、異常値、外れ値を排除し、不明回答を推計で補完し、工業統計表等のデータも利活用して、エネルギー消費量、エネルギー消費原単位を算出すること。また、異常値、外れ値のチェックは、業種別・規模別の対数化後の標準偏差を基に機械的処理とともに業種・規模毎にヒストグラム等を使った目視チェックを行うこととし、データ排除に関しては当庁担当者と調整の上決定して実施すること。不明回答の補完については、別途指示する方法と連携すること。

集計表としてエネルギー消費統計集計表及び石油等消費動態統計等の推計値のデータも合算した集計表を電子媒体(Excel等)で作成し、CD-Rで納品する。

(3) 平成26年度エネルギー消費統計調査の分析

- ① 回収状況、有効回答状況の分析(業種規模毎の回収状況、調査項目毎の有効回答状況、数量/物量での回答の状況)
- ② 自由記載欄の分析(内容をカテゴリーに分けて分析)
- ③ 既存統計(総合エネルギー統計、電力調査統計、ガス事業統計等)との比較検証
- ④ エネルギー転換に関する回答状況の分析(エネルギーの入出力バランス、保有設備とエネルギー入出力との関係等)
- ⑤ 産業中分類別に調査結果の概要まとめ(全体概要及び製造業またはサービス業の

概要、さらに当該中分類の概要の3段階で8ページに収めるものとする)

- ⑥ その他(他の関係指標との比較や、経年変化の要因分析等付加価値を加える)

(4) 平成27年度エネルギー消費統計調査の設計

標本調査論に基づいて、産業大分類別の標本誤差を3%以下とするための、産業別従業者数規模別の標本数の計算を行う。また、平成27年度調査の標本設計は母集団名簿を事業所母集団データベース名簿とする。

なお、本統計調査のデータ精緻化に寄与する事項や、総合エネルギー統計の観点から有益な要望等があった場合、調査事項等の変更・追加・運用方法等について、現実的かつ具体的な提案を行うこと。

(5) 検討会の設置及び運営

エネルギー消費統計調査の利用分析に係る検討に当たって、経済統計あるいはエネルギー・環境関係の有識者及び関係者から構成される検討会(6人程度)を設置する。なお、検討会委員の人数及び人選は、当庁担当者と協議の上で決定することとする。

また、検討会は必要に応じて3回程度開催するものとし、エネルギー消費統計のさらなる精度向上及び時系列的な安定化に向けた具体的な集計手法の確立に向けて、課題を整理して対処方針を明らかにし、関係者との調整を行うこととする。その結果を踏まえ、エネルギー消費統計の設計精度向上に反映させるものとする。

※ 集計の際に加工したデータは、エネルギー単位、熱量単位それぞれ、燃料種毎、燃料種計、異常値フラグ、拡大倍率等の情報を付けて納品すること。

※ (3) ①~④及び(4)の作業は平成28年1月中に終了すること。

※ 作成した集計プログラム、推計に要したデータも納品すること。

4. 実施期間

契約締結日から平成28年2月29日まで

5. 貸与物品(磁気媒体)

平成26年度エネルギー消費統計調査(審査済データ) 平成27年9月30日(水)以降

6. 納入物及び納入場所

(1) 納入物

① 集計表

○エネルギー消費統計集計表

- ・ 3. (2) の「エネルギー消費統計集計表」については、Excel等で作成し、CD-Rで納入すること。

○石油等消費動態統計等の推計値のデータも合算した集計表

- ・ 3. (2) の「石油等消費動態統計等の推計値のデータも合算した集計表」については、Excel等で作成し、CD-Rで納入すること。

② 調査報告書

○調査報告書電子媒体（CD-R） 1枚

- ・ 調査報告書、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
- ・ 調査報告書は、PDF形式以外にも、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- ・ 活用した集計プログラム（異常値除外のプログラム含む）、推計に要したデータも納入すること。

なお、様式1及び様式2はExcel形式とする。

○調査報告書電子媒体（CD-R） 2枚（公表用）

- ・ 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したものを納入すること。
- ・ セキュリティ等の観点から、資源エネルギー庁と協議の上、非公開とするべき部分については、マスキングを実施するなどの適切な処置を講ずること。
- ・ 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<http://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

(2) 納入場所

資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室（別館4階426号室）

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次				評価区分	得点配分			基礎点	内部用評価基準 加点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点幅)	雛形 頁番号	提案書 頁番号	
大項目	中項目	小項目	細項目		合計	基礎点	加点					
1 事業の目的、内容及び実施方法												
	1.1	事業目的	・事業の目的が、資源エネルギー庁の事業目的に合致しているか。	必須	5	5	0	・事業の目的が、資源エネルギー庁の事業目的に合致しているか。		7		
	1.2	事業内容	・事業内容が、事業目的と整合しているか。 ・事業内容が、具体的かつ詳細か。 ・資源エネルギー庁が指定する事業内容以外に、本事業目的に対して有効な事業内容が提案されているか。	必須	30	10	20	・事業内容が、事業目的と整合しているか。	・事業内容が、具体的かつ詳細か。 ・資源エネルギー庁が指定する事業内容以外に、本事業目的に対して有効な事業内容が提案されているか。	8		
	1.3	事業実施方法	・事業実施方法が、事業目的・内容と整合しているか。 ・事業実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。 ・効率的・効果的な事業実施方法が採られているか。 ・事業実施方法は、実現可能なものか。 ・ISO50001の認証を取得しているか。	必須	30	5	25	・事業実施方法が、事業目的・内容と整合しているか。	・事業実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。 ・効率的・効果的な事業実施方法が採られているか。 ・事業実施方法は、実現可能なものか。 ・ISO50001の認証を取得しているか。	9		
2 事業実施計画												
	2.1	事業実施計画	・事業実施計画(スケジュール)に資源エネルギー庁の示す要件が満たされているか、その内容は妥当かつ現実的か。 ・資源エネルギー庁との打ち合わせ、定期的な報告を意識した作業計画が提案されているか。 ・事業実施計画(スケジュール)に、事業を適切に実施する根拠(人員・手順等)が示されているか。 ・事業実施手順について、効率的に集計・分析を実施するための工夫が示されているか。	必須	40	10	30	・事業実施計画(スケジュール)に資源エネルギー庁の示す要件が満たされているか、その内容は妥当かつ現実的か。	・資源エネルギー庁との打ち合わせ、定期的な報告を意識した作業計画が提案されているか。 ・事業実施計画(スケジュール)に、事業を適切に実施する根拠(人員・手順等)が示されているか。 ・事業実施手順について、効率的に集計・分析を実施するための工夫が示されているか。	10		
3 事業実施体制												
	3.1	事業実施体制・役割分担	・事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・担当者の業務が重複している場合、管理者等が相互調整できる体制・分担となっているか。 ・本業務に当たっての人員補助などバックアップ体制が示されているか。 ・再委託を行う業務がある場合、再委託先の業務内容・業務が明確にされているか。 ・資源エネルギー庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	40	5	35	・事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。	・担当者の業務が重複している場合、管理者等が相互調整できる体制・分担となっているか。 ・本業務に当たっての人員補助などバックアップ体制が示されているか。 ・再委託を行う業務がある場合、再委託先の業務内容・業務が明確にされているか。 ・資源エネルギー庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	11		
	3.2	組織としての専門性、類似事業実績	・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として類似事業の実績があるか。 ・組織として事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。	任意	15	0	15	—	・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として類似事業の実績があるか。 ・組織として事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。	12		
	3.3	事業従事予定者の専門性、類似事業実績	・事業従事予定者に、事業内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・事業従事予定者に、類似事業の実績があるか。 ・事業従事予定者に、事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。	任意	30	0	30	—	・事業従事予定者に、事業内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・事業従事予定者に、類似事業の実績があるか。 ・事業従事予定者に、事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。	13		
	3.4	事業遂行のための経営基盤・管理体制	・事業遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。)	必須	10	5	5	・事業遂行のための経営基盤を有しているか。	・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。)	14		
					200	40	160					

Title: 評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次			資料内容	提案の 要否	雛形頁番号	提案書頁番号
大項目	中項目	小項目				
4 添付資料						
	4.1	事業実施に係る工数		必須	15	
	4.2	事業実施方法	・ISO50001の認証取得を証明できる資料	任意	16	
	4.3	事業実績及び類似事業実績	・官公庁も含めた、事業の実績	任意	17	
			・官公庁も含めた、類似事業の実績	任意	18	
	4.4	実施体制及び事業従事者略歴	・本事業実施のための体制図	任意	19	
			・事業従事者の略歴・実績	任意	20	